

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				平成	26	年度
事業番号	231	事業名	ごみ処理費			
担当課	福祉環境課	担当係	衛生係			
総合計画に最も関連ある施策	施策	3	自然と共生した快適で安全なまちづくり	連絡先	76-0205	
	施策体系	4	自然環境・景観の保全	事業区分	<input type="checkbox"/> 新規	
	主な事業	広域ごみ処理施設の整備・検討について、鳥取県東部広域行政管理組合を中心に推進します。			<input checked="" type="checkbox"/> 継続	
予算区分	款	4	衛生費	事業実施主体	<input type="checkbox"/> 八頭町	
	項	2	清掃費		<input checked="" type="checkbox"/> その他	
	目	1	ごみ処理費	計画期間	開始	—
	事業	231	ごみ処理費		終了	—

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 八頭町民					
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。 一般家庭から排出される廃棄物を収集・運搬及び適正に処理をすることにより快適な生活環境をつくる。					
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載。 廃棄物の収集・運搬は因幡環境整備(株)に委託しています。可燃ごみは鳥取市の焼却場に処理を委託し、不燃ごみは東部広域行政管理組合に処理を委託しています。また、町指定ごみ袋、収集カレンダーを作成しています。					
事業の手段	どうする方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 廃棄物の収集運搬を因幡環境整備(株)に委託、可燃ごみは、鳥取市の神谷清掃工場で焼却 不燃ごみは、東部広域行政管理組合で処理、生ごみは、因幡環境整備(株)で処理。					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 東部圏域の適正な廃棄物処理ができて快適な生活環境の保全が図られる。					
根拠法令等	1	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	廃棄物処理法

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし					
	A	日	収集述べ日数					
	B	t	排出量(可燃ごみ)					
	C	t	排出量(不燃ごみ)					
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし					
	A	千円	収集委託料					
	B	千円	可燃ごみ処理負担金					
	C	千円	不燃ごみ処理負担金					
D								

4 コスト

区分		単位	23年度	24年度	25年度		26年度		27年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	日	667	676	677	677	680	680	680
	B	t	3,042	3,009	2,940	2,941	2,893	2,950	2,864
	C	t	662	657	647	635	638	607	629
	D								
成果指標	A	千円	139,200	138,600	138,360	138,360	138,480	138,360	140,357
	B	千円	28,885	29,603	22,273	22,781	21,210	20,381	24,414
	C	千円	38,948	30,851	37,166	28,807	34,487	29,974	33,694
	D								
トータルコスト		千円	229,535	213,362	208,605	198,381	205,804	199,814	211,445
担当職員数		人	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
職員人件費		千円	4,100	4,100	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
事業費		千円	225,435	209,262	204,605	194,381	201,804	195,814	207,445
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円							
	県支出金(交付金・補助金)	千円							
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円	17,392	18,529	16,650	18,778	17,030	17,103	18,168
一般財源(単町費)		千円	208,043	190,733	187,955	175,603	184,774	178,711	189,277

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 26 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)
	各家庭から排出される廃棄物から再利用できるものを分別するよう推進し、可燃ごみでは、生ごみを分別するように啓発した。 古紙(新聞、雑誌など)、アルミ缶、ビンなどを分別して資源回収した団体に対して助成した。 また、鳥取県が推進する持続可能な社会の実現を目指して「4つのR」(リフューズ:断る)(リデュース:ごみを減らす)(リユース:再使用する)(リサイクル:再生利用する)を八頭町も推進しています。
	成果(具体的に)
	生ごみの分別収集説明会を3集落実施し分別回収を開始しました。また、コンポストの購入補助をしました。資源回収した24団体補助しました。 廃棄物処理の削減につながった。

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	町民が生活していくうえで、廃棄物は必ず発生しますので、廃棄物の収集・運搬及び処分は町が実施。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	一般廃棄物の収集・運搬および処分は、市町村に処理責任があります。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	排出される廃棄物の中には、再利用が可能なものがあり分別が必要です。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	13	20	①緊急性が高い	廃棄物は毎日排出され、定期的に収集運搬が必要な事業です。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	生ごみの分別収集を推進して34%の世帯で実施しています。しかし、排出される廃棄物の中には、まだ再利用が可能なものがあります。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
2	1、拡充する	80点以上	79	各家庭から発生した廃棄物の収集運搬と処分を確保しており、快適な住民生活の安定に寄与している。しかし、再利用可能な廃棄物があり、各家庭等に分別の協力が必要である。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点		
	4、見直しの上縮小する	40～49点	2	
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	各戸から排出される廃棄物の適正かつ効率的な処理により快適な生活環境が図られる。そのため、今後ともごみの分別の啓発により、ごみ減量化と再利用等の実践を進める必要がある。 可燃ごみについては、液肥化による有効活用の推進と不燃物については、分別の啓発により、資源の再利用を促し、減量化と循環型社会の実現を図りながら効率的な環境行政を目指す必要がある。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 廃棄物を分別することにより、リサイクルやごみの削減になり、焼却や埋立処理の削減につながっていることを啓発することが必要です。また、鳥取県は持続可能な社会の実現を目指して「4つのR」(リフューズ:断る)(リデュース:ごみを減らす)(リユース:再使用する)(リサイクル:再生利用する)を推進しています。八頭町も推進していきます。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか 啓発活動により、さらに再利用できる廃棄物の分別を推進していきます。また、鳥取県が取り組む4つのRの啓発を進めていきます。